

熊取町議会委員会会議録

〔令和5年3月定例会〕

議会運営委員会

総務文教常任委員会

事業厚生常任委員会

熊 取 町 議 会

目 次

〔議会運営委員会（3月1日）〕

令和5年3月熊取町議会定例会の運営について	1
その他	5

〔議会運営委員会（3月15日）〕

令和5年3月熊取町議会定例会における追加議案の取扱いについて	7
その他	12

〔総務文教常任委員会〕

議案第3号 熊取町まち・ひと・しごと創生基金条例	16
質 疑	16
採 決	16
議案第4号 熊取町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例	16
質 疑	16
採 決	17
議案第5号 退職手当条例の一部を改正する条例	17
質 疑	17
採 決	17
議案第12号 令和4年度熊取町一般会計補正予算（第14号）	17
質 疑	17
採 決	26

〔事業厚生常任委員会〕

議案第6号 子ども医療費助成条例の一部を改正する条例	28
質 疑	28
採 決	28
議案第7号 ひとり親家庭医療費助成条例の一部を改正する条例	28
質 疑	28
採 決	28
議案第8号 重度障がい者医療費助成条例の一部を改正する条例	29
質 疑	29
採 決	29
議案第9号 国民健康保険条例の一部を改正する条例	29
質 疑	29
採 決	29
議案第10号 町道路線認定及び廃止について	29
質 疑	29
採 決	30
議案第11号 町道路線認定について	30
質 疑	30
採 決	34
議案第13号 令和4年度熊取町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）	35
質 疑	35

	採 決	35
議案第14号	令和4年度熊取町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）	35
	質 疑	35
	採 決	35

議 会 運 営 委 員 会

議 会 運 営 委 員 会

月 日 令和5年3月1日（水曜）招集

場 所 熊取町役場議場

出席委員	委員長	江川慶子	副委員長	坂上昌史
	委員	田中豊一	委員	文野慎治
	委員	鱧谷陽子	委員	矢野正憲
	委員	二見裕子		

欠席委員 なし

説明員	町長	藤原敏司	副町長	南和仁
	総合政策部長	東野秀毅	総務部長	藤原伸彦
事務局	議会事務局長	林利秀	書記	道端秀明

付議審査事件

- 1) 令和5年3月熊取町議会定例会の運営について
- 2) その他

委員長（江川慶子君）皆さん、おはようございます。

本日は、令和5年3月熊取町議会定例会の運営についてご審議いただくため、ご参集をお願いしたところでございます。

本日の審議に当たりましては、議会委員会条例第19条の規定により、町長ほか関係職員の出席を求めています。

ただいまの出席委員は7名全員であります。定足数に達しておりますので、ただいまから議会運営委員会を開会いたします。

（「10時00分」開会）

委員長（江川慶子君）なお、発言される方は、挙手の上、着座で発言していただきますようお願いいたします。

初めに、本定例会に提案されます議案について説明を求めます。藤原総務部長。

総務部長（藤原伸彦君）それでは、令和5年3月議会定例会に提案させていただきます案件につきまして、資料に基づきご説明いたします。順序につきましては、議会の進行に基づき説明いたします。

まず、4ページをご覧ください。

4ページの中段、報告案件についてご説明いたします。

1件目の令和4年度熊取町一般会計補正予算（第12号）の専決処分報告につきましては、地方自治法第179条第1項の規定により、令和5年1月6日付で専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるとでございます。内容につきましては、くまとりふるさと応援寄附に伴う関連経費でございます。

2件目の令和4年度熊取町一般会計補正予算（第13号）の専決処分報告につきましては、地方自治法第179条第1項の規定により、令和5年2月3日付で専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるとでございます。内容につきましては、予防接種健康被害救済制度による審査結果を受け支給する給付金に関する経費でございます。

次に、予定議案についてご説明いたします。

2ページのほうをご覧ください。

1件目の熊取町まち・ひと・しごと創生基金条例につきましては、地方創生応援税制（企業版ふ

るさと納税)について、地域再生法第5条第4項第2号に規定するまち・ひと・しごと創生寄附活用事業に要する費用の財源として基金を設置するため、この条例案を提出するものでございます。

2件目の熊取町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例につきましては、地方自治法等の一部を改正する法律により、条例において、地方公共団体の長若しくは委員会の委員又は地方公共団体の職員の当該地方公共団体に対する損害賠償責任について、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、賠償責任額から地方公共団体の長等の職責その他事情を考慮して政令で定める基準を参酌して、政令で定める額以上の当該条例で定める額を控除して得た額を免責する旨を定めることができるとされたため、この条例案を提出するものでございます。

3件目の退職手当条例の一部を改正する条例につきましては、令和3年6月11日に地方公務員法の一部を改正する法律が施行され、令和5年度から定年年齢の段階的な引上げや、管理監督職勤務上限年齢制や定年前再任用短時間勤務制などを導入するための改正に伴い、本町の関係条例の改正を行うため、この条例案を提出するものでございます。

4件目の子ども医療費助成条例の一部を改正する条例につきましては、大阪府市町村乳幼児医療費助成事業費補助金交付要綱の一部を改正する要綱が令和5年4月1日より施行され、生活保護法による被保護者ではあるが、現に医療扶助を受けていない停止中の者を助成対象とすることに伴い、子ども医療費助成条例の一部を改正する必要があることから、この条例案を提出するものでございます。

5件目のひとり親家庭医療費助成条例の一部を改正する条例につきましては、大阪府市町村ひとり親家庭医療費助成事業費補助金交付要綱の一部を改正する要綱が令和5年4月1日より施行され、生活保護法による被保護者ではあるが、現に医療扶助を受けていない停止中の者を助成対象とすることに伴い、ひとり親家庭医療費助成条例の一部を改正する必要があることから、この条例案を提出するものでございます。

6件目の重度障がい者医療費助成条例の一部を改正する条例につきましては、大阪府市町村重度障がい者医療費助成事業費補助金交付要綱の一部を改正する要綱が令和5年4月1日より施行され、生活保護法による被保護者ではあるが、現に医療扶助を受けていない停止中の者を助成対象とすることに伴い、重度障がい者医療費助成条例の一部を改正する必要があることから、この条例案を提出するものでございます。

7件目の国民健康保険条例の一部を改正する条例につきましては、令和5年4月1日より出産育児一時金の支給額を引き上げるべく、健康保険法施行令等の一部を改正する政令が令和5年2月1日に公布されたことを受け、国民健康保険条例の一部を改正する必要があるため、この条例案を提出するものでございます。

8件目の町道路線認定及び廃止につきましては、道路法第8条第2項及び第10条第3項の規定により、2路線の町道路線認定及び廃止について議会の議決を求めるものでございます。

9件目の町道路線認定につきましては、道路法第8条第2項の規定により、5つの路線の町道路線認定について議会の議決を求めるものでございます。

10件目の令和4年度熊取町一般会計補正予算(第14号)につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ18億607万5,000円を追加するものでございます。主な補正内容は、歳入については、国・府支出金、町債などの確定に伴うもの、歳出については、500万円以上の不用額が発生するもの及び事業未執行のもの、国の交付金等の活用に係る経費及びくまとりふるさと応援寄附金の基金への積立金によるものなどでございます。

11件目の令和4年度熊取町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,000円を追加するものでございます。主な補正内容は、保険基盤安定負担金の確定によるもの、未就学児均等割保険料負担金の確定に伴うもの及び国民健康保険財政調整基金利子の見込額の増額などでございます。

12件目の令和4年度熊取町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)につきましては、歳入歳

出それぞれ3,228万5,000円を追加するものでございます。主な補正内容は、歳入については、被保険者数の増加に伴う保険料の増額、歳出については、被保険者数の増加に伴う大阪府後期高齢者医療広域連合への保険料等負担金の増額によるものでございます。

13件目の令和5年度熊取町一般会計予算につきましては、前年度に比べ4.2%増の155億4,316万5,000円でございます。主な内容は、公民館・町民会館整備事業に関する経費、第2子保育料の無償化事業に関する経費、カーボンニュートラル推進事業に関する経費及び女性防災士の育成など防災事業に関する経費などとなっております。

14件目の令和5年度熊取町国民健康保険事業特別会計予算につきましては、前年度に比べ2.5%減の48億8,394万9,000円でございます。前年度と比較して、歳入の主なものとして、1人当たり保険料収納必要額が増加したことによる国民健康保険料の増加、出産育児一時金の引上げに伴う健康保険組合等出産育児一時金臨時補助金の新設に伴う国庫支出金の増加、推計被保険者数の減少に伴う保険給付費及び保健事業分の交付割合の減による保険給付費交付金の減少でございます。歳出の主なものとして、1人当たり保険料収納必要額の増加に伴う事業費納付金の増加、推計被保険者数の減少に伴う療養給付費や高額療養費の減少などがございます。

15件目の令和5年度熊取町後期高齢者医療特別会計につきましては、前年度に比べ5.5%増の8億2,038万5,000円でございます。前年度と比較して、歳入の主なものとして、被保険者数の増加に伴う保険料徴収予定額及び保険基盤安定繰入金金の増加などがございます。歳出の主なものとして、被保険者数の増加に伴う保険料負担金及び保険基盤安定負担金の増加などがございます。

16年目の令和5年度熊取町介護保険特別会計予算につきましては、前年度に比べ0.6%増の41億6,323万9,000円でございます。前年度と比較して、歳入の主なものとして、保険料の減少及び国庫支出金、支払基金交付金、府支出金、繰入金金の増加などがございます。歳出の主なものとして、介護サービス等の保険給付費の増加、介護予防・生活支援サービス事業やタピオステーション推進事業に関する経費の増加などがございます。

次に、3ページのほうをご覧ください。

17件目の令和5年度熊取町墓地事業特別会計予算につきましては、前年度に比べ3.2%減の4,089万5,000円でございます。前年度と比較して、墓苑使用料等還付金の減額に伴う繰入金金の減少、空き区画の増加に伴う永代使用料の増加、納付対象者数の減少に伴う管理手数料の減少などがございます。

18件目の令和5年度熊取町下水道事業会計予算につきましては、前年度に比べ14.9%増の24億8,632万3,000円でございます。収益的収入の事業収益は11億770万2,000円で、前年度に比べ0.5%の減少、収益的支出の事業費用は11億757万7,000円で、前年度に比べ3.5%の増加となっております。資本的収入につきましては11億2,047万8,000円で、前年度に比べ36.2%の増加、資本的支出につきましては13億7,874万6,000円で、前年度に比べ26.2%の増加となっております。

次に、4ページをご覧ください。

追加予定議案といたしまして、現時点での案件は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例ほか2件の一部改正条例及び令和5年度熊取町一般会計補正予算（第1号）を予定しております。

以上で、令和5年3月議会定例会に提案させていただきます案件についての説明を終わらせていただきます。

委員長（江川慶子君）ただいま説明がありました議案について、質疑があれば承ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

次に、本定例会の会期についてを議題といたします。

会期については、別紙日程表（案）のとおり、3月7日から3月29日までの23日間といたします。本会議の開催については、3月7日、8日、9日、13日及び29日の5日間といたします。

常任委員会については、総務文教常任委員会を3月16日に、事業厚生常任委員会を3月15日に、それぞれ開催いたします。

特別委員会については、設置いたします予算審査特別委員会を3月20日、22日、23日及び27日に、環境施設広域化調査特別委員会を3月15日に、それぞれ開催いたします。

また、第2回目の議会運営委員会については3月15日に、議員全員協議会は3月16日に開催いたします。

以上のとおり、令和5年3月熊取町議会定例会の会期及び会議日程を決定したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。それでは、会期及び会議日程については、そのようにさせていただきます。

次に、一般質問、会派代表質問の順番につきましては、お手元に配付のとおりであります。一般質問につきましては2月20日の正午に通告を締め切った後、会派代表質問につきましては2月27日に全ての通知が出された後、議長によるくじ引で決定いたしました。

次に、議事の運営であります。

日程第5 議案第1号 令和4年度熊取町一般会計補正予算（第12号）の専決処分報告について及び日程第6 議案第2号 令和4年度熊取町一般会計補正予算（第13号）の専決処分の報告について、以上の2件は委員会付託を省略し、本会議で審議していただきます。

次に、日程第7 議案第3号 熊取町まち・ひと・しごと創生基金条例の件、日程第8 議案第4号 熊取町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の件、日程第9 議案第5号 退職手当条例の一部を改正する条例の件及び日程第16 議案第12号 令和4年度熊取町一般会計補正予算（第14号）の件、以上の4件は総務文教常任委員会に付託し、審議をしていただきます。

次に、日程第10 議案第6号 子ども医療費助成条例の一部を改正する条例の件、日程第11 議案第7号 ひとり親家庭医療費助成条例の一部を改正する条例の件、日程第12 議案第8号 重度障がい者医療費助成条例の一部を改正する条例の件、日程第13 議案第9号 国民健康保険条例の一部を改正する条例の件、日程第14 議案第10号 町道路線認定及び廃止についての件、日程第15 議案第11号 町道路線認定についての件、日程第17 議案第13号 令和4年度熊取町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）の件及び日程第18 議案第14号 令和4年度熊取町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）の件、以上の8件については事業厚生常任委員会に付託し、審議をしていただきます。

次に、日程第19 議案第15号 令和5年度熊取町一般会計予算の件、日程第20 議案第16号 令和5年度熊取町国民健康保険事業特別会計予算の件、日程第21 議案第17号 令和5年度熊取町後期高齢者医療特別会計予算の件、日程第22 議案第18号 令和5年度熊取町介護保険特別会計予算の件、日程第23 議案第19号 令和5年度熊取町墓地事業特別会計予算の件及び日程第24 議案第20号 令和5年度熊取町下水道事業会計予算の件、以上の6件については、予算審査特別委員会を設置した上、本特別委員会に付託し、審議をしていただきます。

以上のとおり、令和5年3月熊取町議会定例会の運営を行うことについて、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。それでは、令和5年3月熊取町議会定例会の運営については、以上のとおり決定いたします。

ここで、理事者の皆様方にはご退席をお願いいたします。お疲れさまでございました。

（理事者退席）

委員長（江川慶子君）次に、意見書の取扱いについてでございますが、意見書・要望書等受付一覧をご

覧ください。

意見書につきましては、5件提出されております。

二見議員から、新型コロナウイルス感染症の後遺症の方々の日常を守る取り組みの強化を求める意見書（案）、認知症の人も家族も安心な社会の構築を求める意見書（案）、地域のグリーントランスフォーメーション（GX）の促進を求める意見書（案）、鱧谷議員から、新型コロナ対策に対する意見書（案）、最低賃金法の改正と中小企業支援策の拡充を求める意見書（案）、以上5件でございます。

これらの意見書については、各会派に持ち帰り、審議をしていただき、次回3月15日の議会運営委員会で意見を提出していただきます。

ほか、要望書等についての紹介は省略いたします。

以上で、令和5年3月熊取町議会定例会の運営に関する事項を終了いたしますが、ほかに何かあれば承ります。何かございますか。

（「なし」の声あり）

ないようですので、これをもって議会運営委員会を閉会いたします。お疲れさまでございました。

（「10時22分」閉会）

以上の委員会の次第は議会事務局長の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するため、ここに署名する。

議会運営委員会委員長

江川慶子

議 会 運 営 委 員 会

月 日 令和5年3月15日(水曜)招集

場 所 熊取町役場議場

出席委員	委員長	江川慶子	副委員長	坂上昌史
	委員	田中豊一	委員	文野慎治
	委員	鱧谷陽子	委員	矢野正憲
	委員	二見裕子		

欠席委員 なし

説明員	町長	藤原敏司	副町長	南和仁
	総合政策部長	東野秀毅	総務部長	藤原伸彦
事務局	議会事務局長	林利秀	書記	道端秀明

付議審査事件

- 1) 令和5年3月熊取町議会定例会における追加議案の取扱いについて
- 2) その他

委員長(江川慶子君) 皆さん、こんにちは。

本日は、令和5年3月熊取町議会定例会における追加議案についてご審議いただくため、ご参集をお願いしたところでございます。

本日の審議に当たりましては、議会委員会条例第19条の規定により、町長ほか関係職員の出席を求めています。

ただいまの出席委員は7名全員であります。定足数に達しておりますので、これより議会運営委員会を開会いたします。

(「13時29分」開会)

委員長(江川慶子君) なお、発言される方は、挙手の上、着座で発言していただきますようお願いいたします。

それでは、本定例会に提案されます追加議案について説明を求めます。藤原総務部長。

総務部長(藤原伸彦君) それでは、令和5年3月熊取町議会定例会に追加議案としてご提案させていただきます案件についてご説明いたします。

2ページの追加予定議案の欄をご覧ください。

追加予定議案は4件です。

1件目の家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきましては、こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法令の整備に関する法律の制定等により、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部が改正されたことに伴い、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する必要があるため、この条例案を提出するものでございます。

2件目の放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきましては、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部が改正されたことに伴い、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する必要があるため、この条例案を提出するものでございます。

3件目の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきましては、こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の制

定等により、特定教育・保育並びに特定子ども・子育て支援施設の運営に関する基準の一部が改正されたことに伴い、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する必要が生じたため、この条例案を提出するものでございます。

4件目の令和5年度熊取町一般会計補正予算（第1号）につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億4,319万1,000円を増額補正するものでございます。主な補正内容は、総合保健福祉センター空調機器整備工事に係る経費、新型コロナウイルスワクチン接種に係る経費でございます。

以上で、令和5年3月熊取町議会定例会にご提案させていただきます追加議案についてのご説明を終わらせていただきます。

委員長（江川慶子君）ただいま説明がありました議案について、質疑があれば承ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本4件につきましては、3月29日の本定例会最終日に追加議案として上程し、委員会付託を省略したいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。それでは、本4件については追加議案として上程し、委員会付託を省略し、本会議で審議をしていただきます。

ここで、理事者の皆様にはご退席をお願いいたします。お疲れさまでございました。

（理事者退席）

委員長（江川慶子君）次に、本定例会に提案します議会運営委員会提出に係る追加議案1件について、議会事務局長から説明をお願いします。林議会事務局長。

議会事務局長（林 利秀君）それでは、5ページをお願いいたします。

これまで、個人情報の取扱いにつきましては、国の行政機関、地方公共団体、民間事業者等、団体ごとに規定されておりました。しかしながら、官民の地域の枠を超えましたデータ利活用の活発化により、団体ごとの個人情報保護の法制の違いがデータ流通の支障となっていたことから、制度の見直しが行われたところでございます。

ただし、議会においては、独立性を確保するという考え方から基本的に地方公共団体の機関から除外され、新たな個人情報保護法の適用対象外となっておりますので、議会独自の個人情報保護条例の制定が今回必要となったものでございます。

それでは、熊取町議会の個人情報の保護に関する条例について説明いたします。

見出しの件について、地方自治法第109条第6項及び議会会議規則第13条第3項の規定により、議会運営委員会の提出議案として上程するものでございます。

提案理由ですが、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の規定により、個人情報の保護に関する法律が改正され、議会が改正後の同法の適用除外となることから、議会における個人情報の保護に関する条例を新たに制定する必要が生じたため、この条例案を提出するものでございます。

条例案の考え方ですが、個人情報の目的や定義、取扱い、開示請求など、個人の情報保護制度について、法に沿った形で規定するものでございます。

まず、6ページの第1章につきましては総則でございます。

第1条は、個人情報取扱事務の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを条例の目的として規定するものでございます。

次に、第2条の定義にある、この条例における個人情報の取扱いについてですが、具体的には、熊取町議会が保有する個人情報としては、議会事務局職員が職務上作成または取得した情報でござ

いまして、組織的に利用する者を対象とするもので、議員が作成、取得した個人情報、この条例からは対象外となるものでございます。

次に、8ページの中段より下、第2章、個人情報等の取扱いについては、第4条の個人情報の保有の制限、第5条に利用目的の明示を、9ページに移りまして、第6条から第8条に適正な個人情報の取得を、第9条には安全管理措置を規定し、第10条から12ページの第16条までは従事者の義務等について、法と同様の内容を規定してございます。

12ページの下段、第3章、個人情報ファイルにつきましては、13ページにかけて、個人情報ファイル簿の作成及び公表について、法の規定に沿った内容を定めています。

次に、14ページをお願いします。

上から3行目、第4章、開示、訂正及び利用停止については、23ページまで、法の規定に準じて、何人も請求権を持つことを規定するとともに、請求などの手続について定めてございます。

その中で、18ページをご覧ください。

下段の第30条、開示請求の手数料については、個人情報の開示請求をする際の手数料を無料とし、複写などの費用については請求者負担としてございます。

次に、22ページをお願いします。

上から5行目、第4節、審査請求についてですが、審査請求手続について、所要の規定を定めるとともに、開示決定等について審査請求があった場合は、附属機関条例に規定する個人情報保護審査会に諮問することとしてございます。

次に、23ページ、上から3行目、第5章、雑則です。

第50条、施行の状況の公表は、議長は、毎年度1回、条例の施行の状況を取りまとめ、その概要を公表するものとしてございます。

次に、第52条以降の第6章、罰則については、法の規定に準じて、議会事務局職員等が正当な理由なく個人情報の提供、盗用を行った際の罰則を定めてございます。

24ページの第56条、過料の額については、法の規定では10万円以下とされてございますが、地方自治法の規定により、特別の定めがない場合、条例で定められる過料上限が5万円となっていることから5万円以下としてございます。

なお、議員につきましては、罰則の対象外となっております。

最後に、附則です。

第1条、この条例は、令和5年4月1日から施行するものでございます。

第2条、附属機関条例の一部改正により、個人情報保護審査会の所掌事務に今回の条例の審査事件を加えるものでございます。

以上で、委員会提出議案第1号 熊取町議会の個人情報の保護に関する条例の説明を終わります。委員長（江川慶子君）ただいま説明がありました議案について、質疑があれば承ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。本委員会は、熊取町議会の個人情報の保護に関する条例（案）について、本定例会に追加議案として上程するため、議会会議規則第13条第3項に基づき議長に提出いたしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本委員会は、本条例（案）を本定例会に追加議案として上程するため、議長へ提出いたします。

なお、本件につきましては、3月29日の本定例会最終日に追加議案として上程し、議会会議規則第38条第2項の規定により委員会付託を省略し、本会議で審議をしていただきたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。それでは、本件につきましては追加議案として上程し、議会会議規則第38条第2項の規定により委員会付託を省略し、本会議で審議をしていただきます。

次に、先日持ち帰っていただきました意見書案5件についてご意見をいただきます。お手元に配付しております意見書一覧の順に審議いたします。

まず、1件目の新型コロナウイルス感染症の後遺症の方々の日常を守る取り組みの強化を求める意見書(案)について補足説明はありますか。

(「なし」の声あり)

次に、ご意見等を承ります。ご意見等はありませんか。鱧谷委員。

委員(鱧谷陽子君) コロナウイルスの後遺症を実態調査されるというふうなことを求めているんですけど、私もコロナウイルスにかかって、その後、せきが止まらなくて、一旦治ったんですけど、1か月ほどしたら、またせきが続いてきて、これは後遺症ですかとお医者さんに聞いたんですけど、せきだけでは後遺症とか言えるかどうかというのは分からないというふうに言われましたし、ここに書かれております慢性疲労症候群という、こういう項目というのは、お医者さんでもなかなか後遺症か後遺症じゃないかというのは判断しにくいかと思うんですけど、どういうふうの実態調査を推進されていかれるのでしょうか。

委員長(江川慶子君) 二見委員。

委員(二見裕子君) この分に関しては、今、実態調査を推進していってくださいというふうにこちらから要望させていただく意見書ですので、どのようにというのは、また内容はちょっと分かりかねますが、しっかりとコロナでの後遺症であるのかどうかというのは調べてくださいねというふうにお考えのものだと私は思っております。

以上です。

委員長(江川慶子君) 鱧谷委員。

委員(鱧谷陽子君) コロナの後遺症でも、匂いがしないとか味が分からないというのは割合にはっきり後遺症として言われているんですけども、あとのいろんな症状は、どこが原因なのかというのはすごく分かりにくいような感じがします。

それと、このBスポット療法というのも、どういうもので、どういうことをするようなのか、後遺症の何かに効く療法なんのでしょうか。その辺はどうなんでしょう。

委員長(江川慶子君) 二見委員。

委員(二見裕子君) 調べていただいたら、これに関しては厚生労働省のところでも載っていますので出てくるかなと思いますけれど、上咽頭のところを削ってというんですかね、そこに塩化亜鉛等の薬剤を塗布する治療によって少し軽減できるというようなものだというのが載ってありました。

以上です。

委員長(江川慶子君) 鱧谷委員。

委員(鱧谷陽子君) Bスポット療法というのも、一部の後遺症に効く方法という感じで捉えているんですけども、全ての後遺症に効くのでしょうか。

委員長(江川慶子君) 二見委員。

委員(二見裕子君) 一部のというか、調べた限りでは、それをすることによって殺菌作用があるということで、後遺症に対応できるというふうに読んだんですけども。

委員長(江川慶子君) 鱧谷委員。

委員(鱧谷陽子君) 後遺症の原因究明で、新たな治療法の確立というふうなのは、研究予算というのは、そういうコロナウイルスだけを研究されるという方々に予算を確保していくということなんですか。どこへ研究予算を確保されるのか、その辺はどうなんでしょう。

委員長(江川慶子君) 二見委員。

委員(二見裕子君) 読んでいただいたとおりですけど、コロナウイルス感染症の後遺症の原因究明と

新たな治療法の確立に向けた研究予算を確保するということになっていきますので、そういうコロナに対する研究をしっかりとさせていただくことによって、後遺症の実態も分かってくるんじゃないかなというふうに思います。

以上です。

委員長（江川慶子君）ほかにご意見ございませんか。特に反対するものではないですね、鱧谷委員。

委員（鱧谷陽子君）反対するものではないんですけど、すごく、どこへ研究予算を送るのかとか、それから、どういうふうにして調査するのか、実態調査と書かれているけれど、難しいんじゃないかなというふうな感じは思っております。反対するものではありません。

以上です。

委員長（江川慶子君）それでは、まとめさせていただいてよろしいですか。

（「はい」の声あり）

全会一致ですので、追加議案として上程することにいたします。

次に、2件目の認知症の人も家族も安心な社会の構築を求める意見書（案）について補足説明はありますか。

（「なし」の声あり）

次に、ご意見等を承ります。ご意見等はありませんか。鱧谷委員。

委員（鱧谷陽子君）記の1番目に薬局と出ているんですけども、身近な病院なんかでの相談とかのほうがいいんじゃないかなというふうな気がするんですけど、薬局でそういう相談の場所をつくるということなんでしょうか。

委員長（江川慶子君）二見委員。

委員（二見裕子君）病院等は、普通に診察いただければ、多分相談できるのかなというふうに思うんですけど、これは身近なところでもしっかりと相談ができるようにという、周囲の方々が適切に対応するためにという部分で、様々なところでも相談窓口を持つべきだというふうに私は思っております。

委員長（江川慶子君）よろしいですか。ほかにご意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

全会一致でよろしいですか。反対者がいませんので、追加議案として上程することにいたします。

次に、3件目の地域のグリーントランスフォーメーション（GX）の促進を求める意見書（案）について補足説明はありませんか。

（「なし」の声あり）

次に、ご意見等を承ります。ご意見等はありませんか。

（「なし」の声あり）

ないですか。それでは、全会一致ですので、追加議案として上程することにいたします。

次に、4件目の新型コロナ対策に対する意見書（案）について補足説明はありますか。

（「なし」の声あり）

次に、ご意見等を承ります。ご意見等はありませんか。二見委員。

委員（二見裕子君）これは、今、もう5類へ移行されていますけれども、それについては、反対をされているような意見書と捉えたらいいんでしょうか。

委員長（江川慶子君）鱧谷委員。

委員（鱧谷陽子君）5類になったことで窓口負担が増えていくということで、今の物価高とかで病院へ行きにくいという状況が起こるのではないかとということで、意見書として出させていただいております。

委員長（江川慶子君）反対するものかどうかということをお聞かせたんですよね。いいですか、そしたら、二見委員。

委員（二見裕子君）移行することによって、社会経済の停止であったり、今、もう既に移行されていま

すので、本当にまたコロナの蔓延になったときというのは、やっぱりしっかりと国としても、それに対する手当というんですか、それはやっていくのであろうと思っていますので、特にこの意見書としては、出す必要はないんじゃないかなというふうに思っております。

以上です。

委員長（江川慶子君）ということは、二見委員は反対ということですか。

じゃ、意見が一致しないので、上程しないことといたします。

次に、5件目の最低賃金法の改正と中小企業支援策の拡充を求める意見書（案）について補足説明はありますか。

（「なし」の声あり）

次に、ご意見等を承ります。ご意見等はありませんか。二見委員。

委員（二見裕子君）この意見書なんですけれど、前回の令和4年の6月にも同じような意見書を出されたのかなというふうに思っております。

内容は少し違いますけれど、全国一律で最低賃金を制定の改正をするとかであったりとか、最低賃金1,500円だったりとか、中小企業の支援策ということですが、全国一律というのは、これにつきましては、やっぱり地域格差ありますので、その物価であったりとか違いますので、その賃金の最低賃金を1本にしていくというところは、なかなか難しいことじゃないかなというふうに考えております。

それと、最低賃金1,500円以上ということですが、前回のときは1,000円いっていなくて、政府がしっかりと手当をして1,000円以上になってきておりますし、そのあたりは、要は中小企業のやはり支援というところが一番重要なところじゃないかなというふうに考えております。最低賃金の引上げによって影響を受ける中小企業に対する支援というのは、厚生労働省と経済産業省が連携して支援を今していっておりますし、業種別の中小企業団体の助成金であったりとか、また業務改善助成金などを活用して業務の効率化や働き方の見直しなどを実施して生産性の向上を実施し、賃金の引上げを行った、そういう事例を集めたような冊子も厚生労働省のホームページにも載っておりますので、その辺はしっかりとやっているものでありますので、この意見書を出すことは別に要らないのではないかなというふうに思っております。

以上です。

委員長（江川慶子君）鯉谷委員。

委員（鯉谷陽子君）最低賃金法というのは、本当に今、賃金が低くて、若い人たちが子どもが産めない、これ少子化につながっていつているすごい大きな問題だと思います。厚生労働省はやっていらっしゃると言いますが、やっぱり非正規社員もかなり多いですし、最低賃金をせめて1,500円にしないと、もっともっと少子化は進んでくるだろうというふうな考えを持っております。そのためにも、ぜひ、この意見書は通していただきたいと考えております。

委員長（江川慶子君）ほかに、ご意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

二見委員のほうは、賛成しかねるということでしょうか。

それでは、意見をまとめます。意見が一致しないので、上程しないことにいたします。

次に、議会運営委員会の閉会中の継続調査の申出についてでございますが、令和5年3月定例会閉会から令和5年4月30日までの間、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議がないようですので、追加議案として議会運営委員会の閉会中の継続調査の申出をいたします。

以上で、令和5年3月熊取町議会定例会における追加議案の取扱いについての件を終了いたしますが、ほかに何かあれば承ります。

（「なし」の声あり）

ないようですので、これもちまして議会運営委員会を閉会いたします。

なお、追加議案書につきましては3月27日にアップロードの予定となっております。ご協力ありがとうございました。

(「13時57分」閉会)

以上の委員会の次第は議会事務局長の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するため、ここに署名する。

議会運営委員会委員長

江川慶子

総務文教常任委員会

総務文教常任委員会

月 日 令和5年3月16日(木曜)招集

場 所 熊取町役場議場

出席委員	委員長	文野慎治	副委員長	大林隆昭
	委員	浦川佳浩	委員	河合弘樹子
	委員	矢野正憲	委員	二見裕子
	委員	江川慶子		

欠席委員 なし

説明員	町長	藤原敏司	副町長	南和仁
	教育長	岸野行男	総合政策部長	東野秀毅
	総合政策部理事	野津恵	総務部長	藤原伸彦
	総務部理事	木村直義	住民部長	巖根晃哉
	住民部理事	下中昭三	住民部理事	山本浩義
	健康福祉部長	山本雅隆	都市整備部長	田中耕二
	都市整備部理事	白川文昭	都市整備部理事	濱田隆之
	教育次長	阪上敦司	教育委員会事務局理事	原田哲哉
	企画経営課長	近藤政則	危機管理課長	藤原孝二
	財政課長	竹田陽介	情報政策課長	浦添全弘
	総務課長	井口雅和	人事課長	橘和彦
	税務課長	松藤茂孝	産業振興課長	蓑原大祐
	環境課長	島尾学	健康・いきいき高年齢課長	石川節子
	生活福祉課長	降井広志	保険年金課長	阪上正順
	まちづくり計画課長	馬場高章	道路公園課長	山原栄次
	道路公園課参事	宮内要重男	学校教育課長	三原順
	学校教育課参事	伊東浩一	生涯学習推進課長	立石則也
	生涯学習推進課参事	大屋真志	図書館長	原田貴子
事務局	議会事務局長	林利秀	書記	道端秀明

付議審査事件

- 議案第3号 熊取町まち・ひと・しごと創生基金条例
- 議案第4号 熊取町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例
- 議案第5号 退職手当条例の一部を改正する条例
- 議案第12号 令和4年度熊取町一般会計補正予算(第14号)

委員長(文野慎治君)皆さん、おはようございます。議案の審査に当たりましては、十分に意を尽くされ、ご審議をいただき、併せて議事が円滑に運びますようにご協力をお願いいたします。

本日の委員会には、議会委員会条例第19条の規定により、町長ほか関係職員の出席を求めています。

ただいまの出席委員は7名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから総務文教常任委員会を開会いたします。

(「9時59分」開会)

委員長(文野慎治君) なお、発言される方は、挙手の上、着座で発言していただきますようお願いいたします。

また、本日の会議では、案件の終わられた方は会議の途中でも退席いただいて結構ですので、申し添えます。

それでは、付託審査事件について、議事に入ります。

去る3月8日の本会議において本委員会に付託を受けました議案4件の審査を行います。議案については、提案理由並びに内容の説明は既に本会議の中で行われておりますので、省略いたします。

なお、補足説明があれば承ります。補足説明はありませんか。藤原町長。

町長(藤原敏司君) 補足説明ございませんので、よろしく願いいたします。

委員長(文野慎治君) 補足説明なしと認めます。

以上で補足説明を終わります。

委員長(文野慎治君) 初めに、議案第3号 熊取町まち・ひと・しごと創生基金条例の件を議題といたします。

それでは、質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件について、討論を省略し、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。それでは、議案第3号 熊取町まち・ひと・しごと創生基金条例の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第3号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

委員長(文野慎治君) 次に、議案第4号 熊取町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の件を議題といたします。

なお、この条例の制定に関する議決をしようとするときは、地方自治法第243条の2第2項の規定により、あらかじめ監査委員の意見を聞くよう定められております。そして、監査委員からは、3月15日付で、「条例案の内容に異議はありません」との意見をいただいております。詳細はタブレットのとおりですので、よろしく願いいたします。

それでは、質疑を行います。質疑はありませんか。江川委員。

委員(江川慶子君) この条例ができるに至った経過を少しご説明お願いします。

委員長(文野慎治君) 井口総務課長。

総務課長(井口雅和君) こちらにつきましては、地方自治法の改正により、このような条例を設けることによって免責できるということで、法改正があったものでございます。

以上です。

委員長(文野慎治君) 江川委員。

委員(江川慶子君) それに至った経過を少し教えてください。

委員長(文野慎治君) 井口総務課長。

総務課長(井口雅和君) こちらの改正につきまして、その後、いろいろ自治体の動向も確認をさせていただいております。まだ全国的には、数えたところで、大阪府下でございますが7市2町のほうで

このような条例を制定されております。全国的にですが、全国の市町村でも296団体ということで確認をできております。

こちらについては、自治法の検討の中では、いろいろ書籍によりますと、町長以下、職員の負担の軽減というところが示されてございまして、今現在そのような案件はございませんが、今後、そのような状況になったときには、こちらを適用した上で対応したいということで検討してございました。

以上でございます。

委員長（文野慎治君）江川委員。

委員（江川慶子君）分かりました。今はこのようなことはないけれども、このような状態になったときの対応のためにつくるということですね。分かりました。

委員長（文野慎治君）答弁いいですか。江川委員。

委員（江川慶子君）はい。

委員長（文野慎治君）ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件について、討論を省略し、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。それでは、議案第4号 熊取町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第4号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

委員長（文野慎治君）次に、議案第5号 退職手当条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。それでは、質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件について、討論を省略し、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。それでは、議案第5号 退職手当条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第5号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

委員長（文野慎治君）次に、議案第12号 令和4年度熊取町一般会計補正予算（第14号）の件を議題といたします。

質疑につきましては、説明員の出席の都合上、総務文教常任委員会所管分と事業厚生常任委員会所管分に分けて質疑を行います。

まずは、本議案のうち、総務文教常任委員会所管の総合政策部、総務部、教育委員会事務局分に関する質疑を行います。質疑はありませんか。二見委員。

委員（二見裕子君）すみません、15ページの入のところですけど、デジタル基盤改革支援補助金というのが入であるんですけども、これちょっと説明をお願いします。

委員長（文野慎治君）浦添情報政策課長。

情報政策課長（浦添全弘君）こちらのデジタル基盤改革支援補助金につきましては、国の整備している

ぴったりサービスがございます。それと本町のシステムを安全に接続するためにシステムを整備するものに対して補助されるものとなっております。

以上です。

委員長（文野慎治君）二見委員。

委員（二見裕子君）すみません、具体的に何か町のサービスというところで、何か分かるようなところ
はありますか。

委員長（文野慎治君）浦添情報政策課長。

情報政策課長（浦添全弘君）ぴったりサービスにつきましては、今年度、27手続のほうをオンラインで
開始しております。また、あと、転出、転入、いわゆる引っ越しワンストップサービスですね、こ
ちらも国の制度のほうで開始されております。そのぴったりサービスと本町の住基のシステム、こ
れを直接ネットでつなぐという形になるんですけれども、これを安全に整備するために補助金が出
るというものになります。

ですので、この単体で言えば、直接のサービスではないんですけれども、今後、いわゆるオンラ
インとかどんどん進んでいく中で、本町のシステムと安全につなぐためのシステムの整備というふ
うにお考えいただければと思います。

委員長（文野慎治君）よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。河合委員。

委員（河合弘樹君）同じ15ページの建物災害共済金なんですけれども、これ、平成30年度台風21号被害
に係る建物共済金とあるんですけれども、これ、もう4年半前のあれで、どうして今なんか、これ、
詳しく説明お願いできますか。

委員長（文野慎治君）井口総務課長。

総務課長（井口雅和君）こちらについては、被災年次は平成30年の台風の事案でございますが、その案
件がかなり多かったと聞いてございます。こちら、保険金の請求に当たりまして、当然、査定を受け
る状態でございます。いまだ現在でも、まだ査定が完了していない案件もございまして、少し時
間はたっておるのですが、今回、東小学校の分と、こちらもう一つ、ガラスの破損という部分の保
険金の入を受けてございます。

以上でございます。

委員長（文野慎治君）河合委員。

委員（河合弘樹君）じゃ、まだそのほか残っている分もあるということですね、今の話では。

委員長（文野慎治君）井口総務課長。

総務課長（井口雅和君）まだ請求をしておりますが、まだ査定が完了しておらない案件も2件ほどござ
います。

以上です。

委員長（文野慎治君）よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。江川委員。

委員（江川慶子君）ちょっと教えてほしいんですけど、11ページの新型コロナウイルス感染症対策地
方税減収補填特別交付金の41万7,000円なんですけれども、交付見込みによるものということなん
ですが、ちょっと固定資産税との関係がよく分からなかったので教えてください。

委員長（文野慎治君）竹田財政課長。

財政課長（竹田陽介君）こちらにつきましては、固定資産税の特例措置の拡充ということで、言うたら
新型コロナウイルス感染症の影響を受けつつも、その中でも新規に設備投資を行う中小事業者を支
援するということで、税制改正が行われたものになりまして、固定資産税のうちの特に償却資産
について特例措置として減税になっております。その減税になった分をこういった形の交付金とし
て、時限的なものにはなるんですが、国から頂戴しているような形になってございます。

委員長（文野慎治君）江川委員。

委員（江川慶子君）分かりました。ちょっとどういうことかなと関連が分からなかったんで聞かせてい
ただきました。ありがとうございます。続けていいですか。

委員長（文野慎治君）はい、どうぞ。江川委員。

委員（江川慶子君）すみません、15ページの財政調整基金繰入金と、くまとりふるさと応援基金繰入金
が補正によって減額になったわけですね。それは、財政的に収入なりいろいろ大きな動きがあつて
のことだと思うんですが、その減った主な要因をちょっとまとめて教えていただければありがたい
です。

委員長（文野慎治君）竹田財政課長。

財政課長（竹田陽介君）全体的な財源調整にはなるんですが、まず、財政調整基金につきましては、今
回、国から昨年度に引き続いて交付税の追加交付が1億2,000万円ほどございました。もう一つ、
町税のほうが一定この増額補正を今回させていただいておるので、その分で財政調整基金は減少し
たというふうに考えていただければ。

もう一つ、くまとりふるさと応援基金につきましては、地方創生臨時交付金を歳入のほうで1億
5,000万円ほど計上しておりますが、それに財源を振り替えたというような認識でご理解いただ
ければいいかと思えます。

以上です。

委員長（文野慎治君）江川委員。

委員（江川慶子君）分かりました。ありがとうございます。

委員長（文野慎治君）よろしいですか。江川委員。

委員（江川慶子君）はい。

委員長（文野慎治君）ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で、総務文教常任委員会所管の総合政策部、総務部、教育委員会事務
局分に関する質疑を終了いたします。

説明員を交代するため、ただいまからしばらくの間休憩いたします。

（「10時13分」から「10時16分」まで休憩）

委員長（文野慎治君）休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、本議案のうち、事業厚生常任委員会所管の住民部、健康福祉部、都市整備部分に関する質
疑を行います。質疑はありませんか。二見委員。

委員（二見裕子君）すみません、13ページの農業者経営所得安定対策事業費補助金の減額になってい
るんですけども、説明をお願いします。

委員長（文野慎治君）蓑原産業振興課長。

産業振興課長（蓑原大祐君）それではご説明いたします。

今回、減額補正させていただきましたのは、産地交付金の交付のために使用しています地域農業
情報活用支援システム、経営所得安定対策事業についてのシステムのeMAFFシステムへのデー
タ移行をする際の委託料につきまして減額したものでございます。

なぜ減額したかと申しますと、今回、このeMAFFシステムというのが、令和5年度から稼働
予定でございます農林水産省所管の法令に基づく手続や、補助金の交付の手続を申請者が直接オン
ラインで行うことのできる共通システムというのが令和5年度稼働予定でございますが、そのシス
テムへのデータ移行というのを業者に委託してする予定でございましたが、令和3年度、近畿農政
局のほうに本町のシステムのデータのエラーチェックを実施していただいたところ、ほとんどが簡
易なエラーであったということで、移行前のデータ修正もさほど困難ではなかったということで、
自前でデータ移行ができたということで減額させていただいたものでございます。

委員長（文野慎治君）二見委員。

委員（二見裕子君）分かりました。

じゃ、もう農業者が直接オンラインでやっていくというところの、データ移行はもうできているので直接つないでやっていくというのはもう滞りなくできるようにはなっているということですか。

委員長（文野慎治君） 蓑原産業振興課長。

産業振興課長（蓑原大祐君） 令和5年度からシステム上は完了しております。

委員長（文野慎治君） 二見委員。

委員（二見裕子君） 分かりました。もう一点いいですか。

委員長（文野慎治君） はい、どうぞ。二見委員。

委員（二見裕子君） すみません、その下の、森林病虫害等防除事業補助金というのが令和4年の交付決定になったということですが、これについて、説明とこの金額になったというのをちょっと説明お願いできますか。

委員長（文野慎治君） 山原道路公園課長。

道路公園課長（山原栄次君） こちらの補助金につきましては、町有林のナラ枯れの防除業務に対する補助ということでした分でございます。当初はまだ交付の内示をいただかなかったものですから、歳入として上げていなかったんですけれども、年度中に交付決定いただきましたので、その分を今回上げさせていただきます。金額としては131万2,000円ということで、町有林のナラ枯れということで53本、伐倒と薫蒸処理をさせていただいた分に充当させていただいてございます。

以上です。

委員長（文野慎治君） ほかに質疑はありませんか。江川委員。

委員（江川慶子君） 入は13ページで、出が19ページの社会資本整備総合交付金です。橋梁の修繕なんですけれども、ちょっと場所が分からなくて、美穂出橋と神楽橋ですか、ちょっと教えていただけますか。

委員長（文野慎治君） 山原道路公園課長。

道路公園課長（山原栄次君） 場所だけでよろしいでしょうか。美穂出橋につきましては、七山地区にあります見出川に架かっている橋梁です。町道五門七山線といいまして一番貝塚側の橋梁が美穂出橋ということになります。それと神楽橋というのは、高田地区の永楽ダムからちょっと高田地区のほうに下っていただいたところに橋梁が架かっているんですけれども、その分が神楽橋ということになってございます。

以上です。

委員長（文野慎治君） 江川委員。

委員（江川慶子君） 分かりました。ちょっと橋の名前というのがたくさんありまして、地図でなかなか見つけられなくて、どこの橋なんだろうなと思って教えていただいたわけですが、町の管理のところはこんなふうにして改修していただけるということなんですけれど、これは基準があるんですか。どういうふうな形で改修に入っていくんでしょうか。

委員長（文野慎治君） 山原道路公園課長。

道路公園課長（山原栄次君） 町の管理します橋梁を点検いたしまして、長寿命化計画というのを立てさせていただきます。その中で、判定でもう既に何橋かは順次させていただいているんですけれども、その中で修繕が必要という判定になった橋梁について順次させていただいているということになってございます。

以上です。

委員長（文野慎治君） 江川委員。

委員（江川慶子君） 分かりました。基準があって、町のほうが点検して行っていると。この話のときに議員団のほうではやっぱり勝手橋の話が出てきまして、勝手橋の点検やら対応もしてほしい。難しい問題だけれども、してほしいなという意見が出たことだけ伝えておきます。

委員長（文野慎治君） ほかに質疑はありませんか。二見委員。

委員（二見裕子君） 15ページの二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金が減額になっていまして、この

ことにつきましては、説明資料も頂きましたので一定内容は分かるんですけども、130団体が申請されて採択された団体が14というところで、内容について、採択された団体というのとどう違うのかというのとは分かりますか。熊取町が採択されなかった原因というのは何か分かりますか。

委員長（文野慎治君） 島尾環境課長。

環境課長（島尾 学君） 資料ということでお配りしたところの最後の部分でもお書きしているんですけども、不採択の理由についての個別の照会には応じていただけないということで、そのところは我々も分からないというのが現状でございます。

しかしながら、審査委員の総評ということで公表しておりまして、予算額に対して非常に多くの申請があったため、高い評価の申請も不採択とせざるを得ないことは残念であったというような総評が載っておるといふような現状でございます。

委員長（文野慎治君） 二見委員。

委員（二見裕子君） 採択された14団体というのは分かっているのでしょうか。

委員長（文野慎治君） 島尾環境課長。

環境課長（島尾 学君） ホームページに公表されておるんですけども、北海道で1市1町、千葉県で1市、長野県で1町1村、岐阜県で1市、愛知県で1市、滋賀県で1市、兵庫県で1市、香川県で1市、くまもり県で1町、長崎県で1市、宮崎県で1市、沖縄県で1市で、近畿圏といいますかこの近隣のところで見ますと、滋賀県では米原市、兵庫県では西宮市、香川県ではさぬき市というような状況でございます。

すみません、くまもり県と申し上げたみたいで。福岡県ですか。誠に申し訳ございません。

委員長（文野慎治君） 福岡県ですね。分かりました。二見委員。

委員（二見裕子君） 分かりました。全国、少しずつ採択されたという感じなんですけれども、今、この二酸化炭素の、2025年までに脱炭素社会を見据えて再生可能エネルギー導入目標を構築するこの事業について、皆さん全国、計画というんですか、上げられているというのは、ほとんどのところが、これ、今、作業しているような状況ですか。

委員長（文野慎治君） 島尾環境課長。

環境課長（島尾 学君） ほとんどというのはどうかちょっと分かりませんが、環境省にもいろいろご相談している中で、これからどんどん応募は増えていくでしょうというようなご回答をいただいております。国のほう、環境省としましても、補助とか交付金という形で計画づくりとかを支援しておりますので、その計画づくりができてくる団体というのは、その次のその次のということで、また補助、交付金を狙ってきて、設備、施設の改修に向かっていくという道筋が見えておりますので、皆さんそういう方向で動いておるんだろうというふうに考えております。

委員長（文野慎治君） 二見委員。

委員（二見裕子君） 大阪府下でも作成されているところというのは、割と熊取町は早いうちに、今、手をつけたという感じでしょうか。ほか分かりますか。

委員長（文野慎治君） 島尾環境課長。

環境課長（島尾 学君） 計画づくりに向けてということであれば、早い段階で手を挙げて、現実に着手して、もう最終段階を迎えておるといふような状況でございますので、環境省にご相談に行ったときも、具体的なこういう計画もできるんですねというようなお言葉もいただいております。

しかしながら、その補助金、交付金をいただくということになりますと、まずいただいております、後からその2年間の間につくるといふ約束の下でという団体も現実的にはいらっしやいまして、そういうところが採択されているという現状もでございます。しかしながら、熊取町は、計画を立てて、調査をして、できるところは設備なんかを改修できるような交付金を狙いにいくという道筋を立てながら進めておりますので、より具体的な計画であるということはお負しておるところでございます。

委員長（文野慎治君） 二見委員。

委員（二見裕子君）分かりました。また、国からの、今度は施設の改修の部分であったりとか、何か補助が出たときに漏れなく取れるように、またよろしくお願ひしたいと思ひます。

委員長（文野慎治君）よろしいですか。二見委員。

委員（二見裕子君）はい。

委員長（文野慎治君）ほかに質疑はありませんか。大林副委員長。

委員（大林隆昭君）21ページの永楽ゆめの森公園及び永楽墓苑指定管理料の増額なんですけど、駐車場の利用料金見込額減によると書いてあるんですけど、駐車場に車が入らなかったんでその分補填しますということやと思うんですけども、何台ぐらい見込みとしては入る予定やったやつがどれぐらい入らなくて、その原因は何やったんかということまでで、分かっていればお願ひします。

委員長（文野慎治君）山原道路公園課長。

道路公園課長（山原栄次君）委員がご指摘のとおりということになるんですけども、数字でいきますと、指定管理料の中に駐車場料金というのを年間で1,500万円もともと収入として見込んでございます。今回、実績として12月まではもう既に我々実際の数字はつかんでございます。その後、今回、補正をかけるに当たって数字のほうを試算したということで、数字のほうは、すみません、1,290万円ほどが収入としてあるだろうということで、足らずについて210万円増額で補正させていただくということになってございます。

ちなみに、1,500万円を設定して、クリアしたのが令和2年度ということになってございます。令和2年度の収入が1,517万円ほど収入としてございまして、そのときの台数というのが5万8,200台ほど入ってございます。そのときの来場者数というのが17万8,000人ほどの来場者に来ていただいていまして、今年度が台数として5万5,000台程度を見込んでございます。先ほど言った1,290万円ほどというのは5万5,400台ほどを見込んで、数字として上げさせていただいています。来場者の見込みが16万7,000人ほどということで、約1,000人ほど少なくなるであろうということで見込んだ数字ということになってございます。

原因としては、やはりコロナということになるかと思ひます。あとは天候も影響しますけれども、ちなみに令和4年度の12月までの実績でいきますと、前年度比でいきますと、来場者数で12.8%ほど増加になっています、前年度比です、令和3年度との比較。台数でいきますと4.4%ほどは増にはなっております。ただ、そこからの推移は前年度並みで計上させていただいて、見込み値というのは設定させていただいてございますので、あとの3か月で我々としては伸びてほしいという思ひはございますが、ちょっとまだ実数としてはつかんでございませぬ。ただ、今言ったように、そのピークのときからいきますと約1万人ですね。ごめんなさい、すみません、17万人に対して16万人ぐらいの結果になるのではないかというふうに移して金額のほうは計上させていただいてございます。

以上です。

委員長（文野慎治君）大林副委員長。

委員（大林隆昭君）分かりました。駐車場代として1,500万円ということなんですけど、これを超えた分はどうなるのかということと、ある一定、熊取町から委託として指定管理の会社に投げている分に関しても、入ればいいねという感じで見守るんじゃなくて、向こうでやっぱりある程度企業努力というか、しっかりと集客する努力というのはしてもらわないと、お金払って運営だけやってもらっていたらそれでいいというわけじゃないと思うので、そのあたりはしっかりとご指導いただけるようにお願ひいたします。

委員長（文野慎治君）答弁いいですか。要望でいいですか。大林副委員長。

委員（大林隆昭君）1,500万円を超えた部分はどうなるのか。

委員長（文野慎治君）山原道路公園課長。

道路公園課長（山原栄次君）指定管理料には、先ほどご説明しましたように、もともと1,500万円の入っているのはもともと見込んでございます。そやから、全体のいわゆる指定管理に係るお金から

1,500万円を引いたお金で指定管理者とは契約させていただいてございます。1,500万円に足らなかつたら我々が補填します。1,500万円を超えた分の収入というのは、町のほうに返していただくということになってございます。

あと、委員がご指摘いただいたように、指定管理者のほうにも、イベント等もどんどんやって集客できるようにということで指導はさせていただいてございますし、今年度につきましては、秋のワンダーフォレストも無事開催できましたので、来年度も引き続き、あとは、委員からもいろいろ問合せあったスケートボードの大会ですとか、まだ確定はしていませんけれども、実際、子どもの大会の過去にやった分を今年はやりたいという問合せもいただいておりますので、その辺で集客というか、できるようにというのは指定管理者と協議していきたいというふうに考えてございます。

以上です。

委員長（文野慎治君）田中都市整備部長。

都市整備部長（田中耕二君）すみません、1点だけ補足で。

入場者の関係については、課長申し上げたとおりです。一定いろんなイベントを打っていただいて1,500万円を超えた部分を返していただくんですが、入場者数も一定率を超えていたら、その分の何%かは指定管理者の入としていただく、いわゆるインセンティブも設けておるといふところだけ補足させていただきます。

委員長（文野慎治君）大林副委員長。

委員（大林隆昭君）ありがとうございます。当然頑張った分は向こうにももうけてもらわないといけないと思いますので、双方もうかるように、しっかりと取り組んでいただきたいと思います。お願いします。

委員長（文野慎治君）よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。二見委員。

委員（二見裕子君）すみません、15ページの万博の桜2025事業補助金というのが、出にも緑化の分であるんですけども、これいただける何か内容とかって決まっているんでしょうか、教えてください。

委員長（文野慎治君）山原道路公園課長。

道路公園課長（山原栄次君）これについては、万博の桜2025ということで、まさにそれに向けて桜を植えていこうという活動に対して、我々、一応去年度からエントリーしたんですけども、このいただけるお金の原資、補助金の原資というのは、あくまでも皆さんからいただける寄附が原資になってございますので、去年度については、割当てがなかったということになってございます。今年度は、ありがたいことに割当ていただきまして、1本当たり13万3,000円という単価で20本分いただけてございます。合計で266万円。これについては、桜の樹木代、あと植付け代、あと10年間の維持管理費用ということで、1本当たり13万3,000円という単価でいただけてございます。

これについては、我々、永楽桜の保全業務ということで、もともと永楽のダム周辺の桜の補植というのをずっと進めてございますので、財源としてはそこに充てさせていただく。それと、今年ありがたいことに、桜自体、樹木自体を別途20本支給していただいておりますので、それも合わせて植付けのほうはその業務の中でさせていただいているということで、今年については、ソメイヨシノ20本いただけまして、もともと、ジンダイアケボノザクラのほうを30本補植予定でしたので、合計で50本補植のほうを行ってございます。

以上です。

委員長（文野慎治君）二見委員。

委員（二見裕子君）これは、桜を植えるのは町内別にどこに植えてもいいという感じでいただいているということですか。町内の公園とかじゃなくても、桜を植えることがメインになっているということではないんですか。

委員長（文野慎治君）山原道路公園課長。

道路公園課長（山原栄次君）これについては、まず、エントリーをしないと駄目ということになってございます。我々、一応永楽の桜の、桜の保全ということで、今、業務を進めてございますので、一

応そこに財源として充てていきたいということでエントリーさせていただいてございますので、ほかに植えるというのは、また別途エントリーすれば可能かとは思いますが、現在のところは、永楽の周辺の桜の補植に財源として充てさせていただくということで考えてございます。

以上です。

委員長（文野慎治君）ほかに質疑はありませんか。江川委員。

委員（江川慶子君）17ページの町内循環バスの運行事業分ですが、これ、減額の原因というのは行事が減ったとかそういうことでしょうか。

委員長（文野慎治君）宮内道路公園課参事。

道路公園課参事（宮内要重男君）町内循環バスの運行費補助金につきましては、実行見込みによる不用額の減額補正として600万円上げさせられています。減額理由としましては、ひまわりバス関係の予算については例年国の示されている運行距離当たりの人件費や燃料費などの経費をもって積算した金額で予算案として計上していますけれども、実際に南海ウイングバスに運行していただく中で、今の時点で算定した精算見込額との差額として不用となる600万円を減額させていただいているものです。

以上です。

委員長（文野慎治君）江川委員。

委員（江川慶子君）予算から比べて距離当たりが減ったということですか、人件費と。計算上ね。行事がなくなるとか何かコロナの関係で減額になったのかなと思ったんですけど、そうじゃなくて、総額的にその金額が下がった、その辺ちょっともう少し教えてください。

委員長（文野慎治君）宮内道路公園課参事。

道路公園課参事（宮内要重男君）町の行事等におきましては臨時運行ということで、第1便なり第8便のほうを増便しているんですけども、そんな行事で運行日数が減ったというわけではなくて、単純に当初予算で設定した設計における予算額に対して、実際の実績額の見込額との差額ということになっています。

以上です。

委員長（文野慎治君）江川委員。

委員（江川慶子君）分かりました。予算額でも同じような計算でやられたとは思いますが、そこに差額が出たということですよ。そういうふうに理解していいですか。

委員長（文野慎治君）宮内道路公園課参事。

道路公園課参事（宮内要重男君）そのとおり理解していただいたら結構かと思えます。

以上です。

委員長（文野慎治君）江川委員。

委員（江川慶子君）過去にもどこかの質問の中で、バスの運転士の賃金が安いということで、これを行うにかしてほしいという話をどこかでしたと思うんですけども、それはバス会社の問題やから、町は関係ないという話がありましたので、運転士の補償という部分も含めて、減額というのがちょっと納得できなかったんでちょっと聞かせてもらいました。

委員長（文野慎治君）答弁はいいんですか。江川委員。

委員（江川慶子君）はい、いいです。

それともう一つ、いいですか。

委員長（文野慎治君）はい。江川委員。

委員（江川慶子君）19ページの森林環境譲与税の基金の積立てでされるということですよ、交付税が入って。基金のほうに積み立てるとということでこれから今後のことで生かすということで、今回はナラ枯れの件で交付税をいただいたということで積み増しになるんですけども、ちょっとずっと前から以前から気になっている山の手台のカワウの問題です。あそこ、木に巣をつくってということで、どうにか木を伐採してカワウが来ないようにできないかなということで、自治会とも相談し

て木を何本か切られたんですよね。その費用というのが、自治会が負担されているんかしら。そんなんを考えると、どこからか、何か町から、住んでいる住民の暮らしをよくするために何かお金の出るところがないのかなと思ったときに、この森林環境譲与税みたいな基金をうまく利用できへんのかなとか、ふるさと納税でそういうふうな環境づくりで生かせないのかなとかいうのを考えたんですが、その辺の利用というのはやはりできないんですか。

委員長（文野慎治君）山原道路公園課長。

道路公園課長（山原栄次君）まず、今回510万円、積立てのほうに計上させていただいています。まず、これについては、前期と後期ということで入がございまして。前期が252万8,000円ということで、ただ後期は、これ年度末に入がございまして。金額もまだ未確定ということになってございましてので、合計で505万6,000円ということになってございましてので、一応見込みとして510万円入があるだろうという前提で、出の金額を510万円ということで計上させていただいております。

それともう一点、先ほど補助金のほうでナラ枯れ防除の合議いただけています。もともとは、森林環境譲与税でナラ枯れ対策をやろうということで、予算のほう計上させていただいていたんですが、初年度は森林環境譲与税で対応しています。すみません、2年目も森林環境譲与税でさせていただいていたんですが、3年目から補助金がいただけるということになりましたので、一定補助金いただける間は補助金で対応して、残りの分、いただける譲与税については基金のほうへ積み立てて、また、補助金がなくなったりとかナラ枯れがひどくなった場合に対応したいというふうに考えて積み立ててございます。

ただ、来年度は、補助金のほうの出と、譲与税に対するナラ枯れ対策の出というの計上させていただいておりますので、対応する本数的には増やしてナラ枯れ対策をやっていききたいというふうに考えてございます。

それと、あと、以前からお問合せいただけていて、そのときも一定回答させていただいていたかと思いますが、基本的に森林環境譲与税の使い道というのは、あくまでも森林のということになってございましてので、そこが森林かどうかというのをまず一つ判断しないとイケません。それと、先日、大阪府のほうとも協議する場がありましたので、再度、委員のご指摘の内容で執行できるかどうかというのは確認はしてございます。

ただ、前提として、あくまでも森林環境譲与税は、森林を守っていくというのが前提ですので、単純にこの木が邪魔やから切りたいとか、そういうのには執行できないということで確認しています。ですので、もしそれを切ったら、また新しい木を植えていくというような作業も含めての対応やったら可能ということになってございましてので、例えば自治会がそこまでやって、いわゆる森を守っていくということであれば、そこは協議させていただいて、執行が可能かどうかというのは思いますけれども、一定、今、言われたように、この木が邪魔やから切りたい、そこに環境譲与税充てられるかということになりますと、駄目ということで大阪府からも回答はいただいております。

以上です。

委員長（文野慎治君）江川委員。

委員（江川慶子君）分かりました。それは、森林という規定があるということで一定理解しているんですけども、カワウの問題は深刻やなど、お近くに住んでいる人たちの生活にとって大変やなど思ったんで、意識を全体の問題として取り上げた上で、何か対策をぜひしてほしいなと思ったので質問させていただいたんです。何かありますか。

委員長（文野慎治君）山原道路公園課長。

道路公園課長（山原栄次君）ちょっと先ほどの答弁に補足なんですけれども、基本的には森林を守るための対策ということで、害虫の防除とかというのが使途の目的ということになりますので、例えば鳥で困っているんだということになると、それはまた違う趣旨になりますので、そこだけちょっとご理解いただきたいというふうに考えてございます。

以上です。

委員長（文野慎治君）よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

以上で質疑を終了いたします。

本件について、討論を省略し、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。それでは、議案第12号 令和4年度熊取町一般会計補正予算（第14号）の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第12号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

委員長（文野慎治君）以上で、本委員会に付託されました案件の審査は全て終了いたしました。

これで総務文教常任委員会を閉会いたします。ご協力ありがとうございました。

（「10時49分」閉会）

以上の委員会の次第は議会事務局長の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するため、ここに署名する。

総務文教常任委員会委員長

文野慎治

事業厚生常任委員会

事業厚生常任委員会

月 日 令和5年3月15日（水曜）招集

場 所 熊取町役場議場

出席委員	委員長	渡辺 豊子	副委員長	田中 豊一
	委員	坂上 昌史	委員	鱧谷 陽子
	委員	田中 圭介	委員	河合 弘樹
	委員	坂上 巳生男	議長	二見 裕子

欠席委員 なし

説明員	町長	藤原 敏司	副町長	南 和仁
	教育長	岸野 行男	総合政策部長	東野 秀毅
	総務部長	藤原 伸彦	健康福祉部長	山本 雅隆
	都市整備部長	田中 耕二	都市整備部理事	白川 文昭
	保険年金課長	阪上 正順	道路公園課長	山原 栄次
	道路公園課参事	宮内 要重男		
事務局	議会事務局長	林 利秀	書記	道端 秀明

付議審査事件

- 議案第6号 子ども医療費助成条例の一部を改正する条例
- 議案第7号 ひとり親家庭医療費助成条例の一部を改正する条例
- 議案第8号 重度障がい者医療費助成条例の一部を改正する条例
- 議案第9号 国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 議案第10号 町道路線認定及び廃止について
- 議案第11号 町道路線認定について
- 議案第13号 令和4年度熊取町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 議案第14号 令和4年度熊取町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）

委員長（渡辺豊子君）皆さん、おはようございます。議案の審査に当たりましては、十分に意を尽くされ、ご審議をいただき、併せて議事が円滑に運びますようにご協力をお願いいたします。

本日の委員会には、議会委員会条例第19条の規定により、町長ほか関係職員の出席を求めています。

ただいまの出席委員は7名全員であります。定足数に達しておりますので、ただいまから事業厚生常任委員会を開会いたします。

（「9時59分」開会）

委員長（渡辺豊子君）なお、発言される方は、挙手の上、着座で発言していただきますようお願いいたします。

また、本日の会議では、案件の終わられた方は会議の途中でも退席いただいて結構ですので、申し添えておきます。

それでは、付託審査事件について議事に入ります。

去る3月8日の本会議において、本委員会に付託を受けました議案8件の審査を行います。

議案については、提案理由並びに内容の説明は既に本会議の中で行われておりますので、省略いたします。

なお、補足説明があれば承ります。補足説明はありませんか。藤原町長。

町長（藤原敏司君）補足説明ございませんので、よろしくお願ひいたします。

以上です。

委員長（渡辺豊子君）補足説明なしと認めます。

以上で補足説明を終わります。

委員長（渡辺豊子君）初めに、議案第6号 子ども医療費助成条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

それでは、質疑を行います。質疑はありませんか。鱧谷委員。

委員（鱧谷陽子君）失礼します。保護を停止される者を除くというのが追加されたんですけども、私も前に保護を受けている方が交通事故に遭われて、それで補償金頂いたということで、痛い目に遭って、そのお金をもらったことによって保護が打ち切られて、そのお金を使い切るまでは打ち切られますよというので、ちょっとかわいそうやなという気がしたんですけど、ほかにどういう例があるんでしょうか、保護を打ち切られるということは。

委員長（渡辺豊子君）阪上保険年金課長。

保険年金課長（阪上正順君）具体的な事例というのはあれなんですけれども、保護の停止要件に関しましては、臨時的収入、いろいろあろうかと思ひます。臨時的収入の増加等によりまして、一時的なんですけれども、おおむね6か月以内の間、保護を必要としなくなる状態というふうに一定の定義のほうはなされているようにお聞きしております。

定期的な収入が恒常的に増加した場合においても、その継続性について確実性を欠くような状態、こういったところについては、ケースワーカーと過去の事例とかを見ながら判断していくものと聞いております。

以上です。

委員長（渡辺豊子君）よろしいですか。

委員（鱧谷陽子君）はい。

委員長（渡辺豊子君）ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件について、討論を省略し、採決を行いたいと思ひます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。それでは、議案第6号 子ども医療費助成条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よつて、議案第6号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

委員長（渡辺豊子君）次に、議案第7号 ひとり親家庭医療費助成条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

それでは、質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件について、討論を省略し、採決を行いたいと思ひます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。それでは、議案第7号 ひとり親家庭医療費助成条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第7号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

委員長(渡辺豊子君)次に、議案第8号 重度障がい者医療費助成条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

それでは、質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件について、討論を省略し、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。それでは、議案第8号 重度障がい者医療費助成条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第8号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

委員長(渡辺豊子君)次に、議案第9号 国民健康保険条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

それでは、質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件について、討論を省略し、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。それでは、議案第9号 国民健康保険条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第9号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

委員長(渡辺豊子君)次に、議案第10号 町道路線認定及び廃止についての件を議題といたします。

それでは、質疑を行います。質疑はありませんか。田中副委員長。

委員(田中豊一君)536番の役場東1号線、現在のものを廃止して、延長して、31メートルほど延長するということになっているんですけども、次の3ページの地図を見ますと、最後、野田大原線の手前少し、認定路線の一番先が何メートルか空いているんですけど、これ何か理由あったら教えてください。

委員長(渡辺豊子君)宮内道路公園課参事。

道路公園課参事(宮内要重男君)今回の認定、廃止の役場東1号線ですけども、今回認定させていただく区間は、現道を拡幅の上、開発帰属を受けた区間をさせていただきますので、田中委員のおっしゃられる区間は認定から外させていただいているところです。

以上です。

委員長(渡辺豊子君)田中副委員長。

委員(田中豊一君)開発で引き取った部分を認定する理由は分かるんですけども、これも現場見に行きますと、1軒の敷地の部分だけ擁壁が飛び出ているんですけども、これも将来的には町道に認定する予定はないんですか。

委員長(渡辺豊子君)宮内道路公園課参事。

道路公園課参事（宮内要重男君）今のところ、認定の予定はございません。

委員長（渡辺豊子君）田中副委員長。

委員（田中豊一君）ほんなら、町道になっていない部分の維持管理とかというのはどうなるんですか。

委員長（渡辺豊子君）宮内道路公園課参事。

道路公園課参事（宮内要重男君）今、認定していない部分につきましては、里道、水路で構成されております。これにつきましては、法定外公共物管理条例のほうで管理していくことになります。

以上です。

委員長（渡辺豊子君）田中副委員長。

委員（田中豊一君）これは意見で、町のほうで決めてもらったらいいんですけども、こういうこの部分、やっぱり役場東1号線、一貫して認定して整備をすべきだと思うんですけども、そういう将来的に予定はないのか、またどういう段階になったら認定が打てるのか、教えてください。

委員長（渡辺豊子君）宮内道路公園課参事。

道路公園課参事（宮内要重男君）基本、開発帰属で拡幅された道路を引き取って認定しているんですけども、現在のところ、この残っている区間につきましては、道路整備計画等でも上がっている路線ではございませんので、今後、開発等で、また開発帰属で引き取る状態になれば、認定、廃止のほうを検討していくことになろうかと思えます。

なお、この道路につきましては、今回認定させてもらう区間と残っている里道、水路で構成される道路の区間は、道路公園課のほうで一貫して管理はさせていただくこととなります。

以上です。

委員長（渡辺豊子君）田中副委員長。

委員（田中豊一君）こういうもの、開発の関係であっちこっちであるかも分かりませんが、やっぱり今の幅員が十分あるとか開発によって引き取ったとかというあれじゃなしに、一貫性としてやっぱり考えてもらいたいので、そのあたり、今後、検討をお願いします。

以上です。

委員長（渡辺豊子君）ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件について、討論を省略し、採決を行いたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。それでは、議案第10号 町道路線認定及び廃止についての件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第10号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

委員長（渡辺豊子君）次に、議案第11号 町道路線認定についての件を議題といたします。

それでは、質疑を行います。質疑はありませんか。坂上巳生男委員。

委員（坂上巳生男君）それでは、町道路線認定についてお尋ねします。

今回、この新たな町道路線認定で910から914まで5路線の議案が提案されているんですが、910と911につきましては、これから整備するというので、これまで町道路線認定、たくさんの議案が審議されてきたと思いますが、整備予定の路線を認定するということは、これまでであったのかも分かりませんが、あまり記憶にないんですが、ほとんどの場合は住宅開発に伴って整備された道路を町道として引き取るということがほとんどでありましたが、新たに道路を整備して町道路線認定するという点について、過去に事例があったのか、そしてまた町道路線認定するに当たっての基準というのはそもそもどうなっているのか、その点についてご説明願えますか。

委員長（渡辺豊子君）宮内道路公園課参事。

道路公園課参事（宮内要重男君）まず、今回、新たに整備する路線の認定ということで、過去においても路線名はちょっと、小谷穴釜線の部分とか、事例はございまして、要は国の交付金の採択を受けるに当たっての要件が町道認定と道路の区域の決定ということが要件とされています。ですので、整備前にあらかじめ町道の路線認定を行うものとなっております。

次に、認定の要件ですけれども、道路法的には熊取町内にある道路で、町長がその路線を認定した道路ということになるんですけれども、認定後の道路法の手続の中で区域の決定という道路の区域の決定、それと供用開始の決定という告示の手続があります。そんなのも踏まえまして、道路の敷地が町の所有であることとか、あと道路区域の決定に当たっては、その区域の関係で境界、民地と道路、官地との境界が明確であること、その2点が主な要件になってこようかと思います。

以上です。

委員長（渡辺豊子君）坂上巳生男委員。

委員（坂上巳生男君）道路幅員についての基準というのはいないんですか。

委員長（渡辺豊子君）宮内道路公園課参事。

道路公園課参事（宮内要重男君）道路認定に係る幅員の基準は特にございません。

ただ、最近の認定につきましては、開発帰属とかが多いことがございまして、開発指導要綱の中で帰属の基準とかという幅員の規定がございまして、それが4メートル以上とうたわれております。以上です。

委員長（渡辺豊子君）坂上巳生男委員。

委員（坂上巳生男君）開発住宅地の帰属の場合は4メートル以上になっているけれども、それ以外の道路では、特に幅員というものについては基準を設けていないということですね。

委員長（渡辺豊子君）宮内道路公園課参事。

道路公園課参事（宮内要重男君）町道認定に当たっての道路幅員の基準というのはいませんが、例えば新たに町が整備する路線につきましては、道路構造令とかで整備する路線の幅員とか定めがございまして、その辺を守って道路のほうの整備を図っているところでございます。

以上です。

委員長（渡辺豊子君）坂上巳生男委員。

委員（坂上巳生男君）この910と911については、現状はかなり狭い道路というか、道路とも言えないようなところかと思うんですけれども、整備した後の幅員についても、特に910については2.5から3.0メートルということで、かなり道路幅員が狭いんですが、この路線については、たしか通学路として活用したいというふうな説明であったかと思うんですが、この路線を町道認定した後は、ここは車両の通行はどうなるんですか。車両通行も認められるんでしょうか。

委員長（渡辺豊子君）宮内道路公園課参事。

道路公園課参事（宮内要重男君）この910の大久保中14号線につきましては、先ほども委員のほうからお話がありましたように、通学路交通安全プログラムに基づいて整備するものでございまして、この道路は現況1メートルぐらいで、人が1人通れるのがやっとなで、擦れ違いも困難な道路になっていまして、最近、児童等の通学も多い関係もございまして、この路線につきましては歩道として整備する予定としております。ですので、車の通行は考えてございません。

以上です。

委員長（渡辺豊子君）坂上巳生男委員。

委員（坂上巳生男君）あらかじめ、この整備前の時点において、車の通行は認められない道路として整備すると、歩行者用の道路、歩行者及び自転車ですか、という道路として整備する予定だということですか。町が整備する道路としては、駅西の関係のJR沿いの道路もそういう道路の予定かと思えますけれども、今回の910の町道路線認定の整備予定の道路も歩行者、自転車用の道路として整備していくという、そういう認識でよろしいんですね。

委員長（渡辺豊子君）答弁を求めます。宮内道路公園課参事。

道路公園課参事（宮内要重男君）すみません、大久保中14号線につきましては、地元区からも要望ございまして、歩道として整備していくこととなったものでございます。

以上でございます。

委員長（渡辺豊子君）坂上巳生男委員。

委員（坂上巳生男君）分かりました。

911のほうはどうですか。こちらのほうは、幅員が4メートル以上あります。911は、一般的な車両通行のできる道路ということですかね。

委員長（渡辺豊子君）宮内道路公園課参事。

道路公園課参事（宮内要重男君）こちらにつきましても、地元区からの要望がございまして、また同じく通学路等交通安全プログラムに基づいて歩道整備を行っているものでございますが、現状、一部広い区間はあるんですけども、2メートル程度の農道が一定区間ございまして、こちらの道路につきましては、資料の4ページの図面で西側に平見山原線という町道がございまして、東側に西小につながる座頭原線とございます。

この道路、特に平見山原線につきましては、現状道路も狭い状態で、西保育園への園児の通学等で車も1台程度通れる道で、擦れ違いも困難な状況となっていますので、今回整備する大久保南16号線につきましては、車1台程度通り抜けできるような車道も含めた歩行空間の整備を行う予定として今のところ考えてございます。

以上でございます。

委員長（渡辺豊子君）坂上巳生男委員。

委員（坂上巳生男君）大体分かりましたが、そうしますと、この911の大久保南16号線が整備された後は、この路線が西保育園への送迎の車両が通行する、そういう道になるということですよ。

委員長（渡辺豊子君）宮内道路公園課参事。

道路公園課参事（宮内要重男君）平見山原線から座頭原線へ通り抜けるような状態になります。

以上です。

委員長（渡辺豊子君）坂上巳生男委員。

委員（坂上巳生男君）それは、恐らく西保育園に送迎する保護者の方々にとっては、すごく利便性が向上するということでありがたいことかと思うんですが、一方で座頭原線の付近に住宅が一定数広がっていますが、現状はその座頭原線を通して送迎の車が通るということはほぼないかと思うんですが、今後、911の路線ができると、座頭原線のところを送迎車両が通行するということになって、またその住宅地の方々の何か苦情のようなものが発生する可能性はあるんですが、そういうことはきちんと念頭には置いておられますか。

委員長（渡辺豊子君）宮内道路公園課参事。

道路公園課参事（宮内要重男君）確かに、座頭原線のほうで車両交通が新たに発生するというので、今回の大久保南16号線の歩道整備に併せまして、座頭原線につきましても歩道の整備をこれから計画していきたいと考えてございます。

以上でございます。

委員長（渡辺豊子君）坂上巳生男委員。

委員（坂上巳生男君）分かりました。座頭原線にも新たに歩道を設置するということですか。そういうふうにしていただければ、交通安全上も非常に安心できるかと思えます。分かりました。

私の質問は以上です。

委員長（渡辺豊子君）ほかに質疑はありませんか。田中副委員長。

委員（田中豊一君）910番の大久保中14号線なんですけれども、新年度予算にも、これ設計、測量調査ですかね、設計ですね、あと工事費も上がっていたと思うんですけども、今の幅員が書いてあるとおりなんですけれども、完成したときには、またあれですか、幅員の認定というのか、そういう

ことはされるんですか。

委員長（渡辺豊子君） 宮内道路公園課参事。

道路公園課参事（宮内要重男君） 町道認定としては、今回、議案として上程させている分では手続は終わるんですけども、今後、詳細設計していきます。それで、詳細設計した中で幅員が確定するんですけども、幅員が、詳細設計が完了した後におきまして、道路の区域の決定という告示行為の手続を行うこととなります。

以上です。

委員長（渡辺豊子君） 田中副委員長。

委員（田中豊一君） 皆さんもご存じのように、府道から、阪上歯科の辺りから住宅が多分80軒ぐらいあるんですかね、増えて、子どもの数が増えて、ここを通過して、地元からは、この道路を通過することによって何か転倒したりとかということも聞いていますので、これを広げてもらう、町道認定して広げてもらうというのは地元の要望でもあるし、私は賛成なんですけれども、先ほど出ました町道認定の幅員の規定がないということなんですけれども、やはり基準としては4メートルというのがあれやと思うので、ほんならそこに2メートル50のものになっていくということは、町道に認定していくということは、先ほど説明がありましたように、交通安全プログラムとか、そういう児童が通る通学路についての内容を、我々、どこをどういうプログラムに入っているのかというのは全然分からないので、やはりそういうものも教えてもらったら、こういうものもスムーズにいくかなと思いますので、今後、そういう情報もいただきたいなと思います。

それと、ここ設計して、工事やって、5年の年度内で一応やる予定と聞いているんですけども、それは間違いはないですか。

委員長（渡辺豊子君） 山原道路公園課長。

道路公園課長（山原栄次君） 新年度予算で設計と、あと工事費のほうを計上させていただいてございますので、今のところ、順調に進めば年度内に完了させたいというふうに考えてございます。

以上です。

委員長（渡辺豊子君） 田中副委員長。

委員（田中豊一君） 完成形の詳細設計はまだということなんですけれども、一応予想では幅員は幾らになる予定ですか。

委員長（渡辺豊子君） 山原道路公園課長。

道路公園課長（山原栄次君） 歩行者専用道路ということになりますので、2.5メートルで考えてございます。

以上です。

委員長（渡辺豊子君） 田中都市整備部長。

都市整備部長（田中耕二君） 田中委員おっしゃっていただいた部分も含めてもう一度ですけども、大枠で申し上げますと、法として町道認定するに当たっての幅員の基準というのはないと。ただし、道路として考えたときという部分も含めて、我々の取扱い、町のこれまでの取扱いとしては、いわゆる車等が通るような町道、これは開発の帰属云々も含めて、これは一定4メートルというのを基準にしておると。それで、先ほど道路課長も申し上げました、いわゆる歩行者専用通路、道路であるとかということになると、2.5メートルというような基準になっていると。

その辺で、誰が、先ほどの交通安全プログラムもそうなんですけれども、誰がどういう目的で通るのか、通らせるのかという部分でそここのところは変わってくるというところで大枠理解していただけたらと思います。

以上です。

委員長（渡辺豊子君） よろしいですか。

（「はい」の声あり）

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

ここで、議事の都合により、一時、議事の進行を副委員長にお願いします。

副委員長(田中豊一君) 委員長から指名がありましたので、一時、副委員長の私が議事を進行いたします。渡辺委員長。

委員(渡辺豊子君) すみません、先ほどの質問の中で、ちょっと関連で確認をさせていただきたいことが1点だけありまして、先ほどの911号線の関連で、座頭原線につきましては歩道をまた確保するというお話が出ていたかと思うんですが、その歩道拡幅というところは、今の原型の道路では歩道の確保はできないかと思うんですが、歩道用地を確保して歩道を設置していくのか、ちょっとその辺のところの確認をさせてください。

副委員長(田中豊一君) 山原道路公園課長。

道路公園課長(山原栄次君) こちらの路線につきましても、来年度、設計のほうの予算を計上させていただいてございます。その中で、当然測量等も行いまして、車道と歩道ということで必要な幅員の分、足らない分については用地買収で、地元の方にご協力いただきたいというふうに考えてございます。

以上です。

副委員長(田中豊一君) 渡辺委員長。

委員(渡辺豊子君) 分かりました。

この分、たくさん住宅が、その下に住宅が建ちまして、交通量も増えてきていまして、その分の中でいろいろな住民、お住まいの方の住民のいろいろなお声、不満等聞いております中で、交通量増えている中で、安全対策必要ですので、また大きな側溝もある中で、その分につきましては車が通ることによる音の分についての相談等もありまして、原課のほうにも相談させていただいたかと思いますが、しっかりと対応していただきたいということだけ、歩道の確保をしていただくというところの分につきましても、しっかりと歩道拡幅をしていただけるようお願いしたいと思います。

以上、ちょっと確認と併せて要望させていただきました。

副委員長(田中豊一君) 田中都市整備部長。

都市整備部長(田中耕二君) 少しだけ私も。

今まで答弁出ていますように、この2本の910番、911番については、地元の久保地区からご要望いただいた道路ということで、今回、道路計画等には載っておらない道路なんですけど、道路計画にも記載していますが、新規の路線ですとか拡幅等については、やはり地元からの熱い思いと要望も含めてですけれども、あつて初めて事業実施に向けて動けるといような、用地交渉が非常に難しいところがございますので、そういう意味では土台が整ったということで、通学路でもあるということで、今回、踏み切らせていただくというところです。

詳細については、まだこれから用地の話でございますので、どうなるかということも含めて、今後、併せて検討させていただくというところでございますので、ご理解いただけたらと思います。

副委員長(田中豊一君) 渡辺委員長。

委員(渡辺豊子君) 分かりました。

副委員長(田中豊一君) よろしいですか。

委員(渡辺豊子君) はい。

副委員長(田中豊一君) それでは、以降の議事の進行は委員長にお願いいたします。

委員長(渡辺豊子君) ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

以上で質疑を終わります。

本件について、討論を省略し、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。それでは、議案第11号 町道路線認定についての件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第11号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

委員長(渡辺豊子君)次に、議案第13号 令和4年度熊取町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)の件を議題といたします。

それでは、質疑を行います。質疑はありませんか。ないですか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件について、討論を省略し、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。それでは、議案第13号 令和4年度熊取町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第13号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

委員長(渡辺豊子君)次に、議案第14号 令和4年度熊取町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)の件を議題といたします。

それでは、質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件について、討論を省略し、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。それでは、議案第14号 令和4年度熊取町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第14号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

委員長(渡辺豊子君)以上で、本委員会に付託されました案件の審査は全て終了いたしました。

これで事業厚生常任委員会を閉会いたします。ご協力ありがとうございました。お疲れさまでした。

(「10時34分」閉会)

以上の委員会の次第は議会事務局長の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するため、ここに署名する。

事業厚生常任委員会委員長

渡辺豊子